

安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安芸市（以下「甲」という。）が発注する建設工事等の適正な執行を確保するため、建設工事等の指名競争入札に参加する建設業者等の指名停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(指名停止及び指名不選定)

第2条 市長は、安芸市契約事務規則第5条第1項に規定する名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、安芸市指名業者選定審査会に諮り情状に応じて、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、当該有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当する行為をしたことを確知したときは、指名停止に関する決定がなされるまでの間、又は、経営不振等のため建設工事等の適正な執行が確保できないと判断される有資格業者について、その状態が回復するまでの間、当該有資格業者を指名不選定とすることができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は、前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事業により、別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間中又は、当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由（停止事項に該当することとなった原因が、市と直接関係がなく市が発注する建設工事等の適正な執行の確保に影響が少ないと認められる場合等）があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は、極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事業について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 第2条第3項の規定に基づく指名不選定の期間は、指名停止の期間に通算することができる。
- 8 市の発注工事の施工方法等が特許権を有するもの又は、特別の技術を要する工事等で、他に適当な施工者がいないときは当該工事の発注に関してこの基準の適用を特に緩和することができる。

（指名停止の通知）

- 第5条 市長は、第2条1項、又は第3条各項の規定により指名停止を行うときは、様式第1号、前条第5項により指名停止の期間を変更するときは、様式第2号、前条第6項の規定により指名停止を解除するときは様式第3号により当該有資格業者に対し遅滞なく通知、または安芸市公式ホームページに掲載するものとする。
- 2 企画調整課長は、前項の規定により有資格業者に対する指名停止の決定をしたときは、様式第4号により関係各所属長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

- 第6条 安芸市職務決裁規定第4条に規定する専決をすることができる者（以下「決裁権者」という。）は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

- 第7条 決裁権者は、指名停止期間中の有資格業者が市発注の建設工事等を下請し若しくは受託し又は当該工事等の工事完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

- 第8条 市長は、指名停止に至らないものの別表各号に定める措置要件に準ずる場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意

の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1)

高知県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(施工不良) 1. 市と締結した請負契約に係る工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の施工にあたり、次の各号に掲げる要件に該当すると認められるとき。 (1) 現場管理が不良のため公衆に危害を又は迷惑を及ぼす恐れがあり、再三指摘されても改善しないとき。 (2) 検査（竣工、会計検査等）、監査の結果、工事成績が不良又は著しく不良と指摘されたとき。 (3) 正当な理由がなく、履行期間に工事が完成せず延滞違約金を徴したとき。 2. 高知県内における工事で、前項に掲げる以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工にあたり過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 6 か月以内 3 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反、不正行為) 3. 建設工事に係る契約履行にあたり、次の各号に掲げる要件に該当し請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から 3 か月以上 14 か月以内 3 か月以上 14 か月以内 2 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 9 か月以内

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。 (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。 (7) 建設業法及び他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。	2週間以上4か月以内 1か月以上14か月以内 1か月以上14か月以内
(公衆損害事故) 4. 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に該当したとき。 (1) 公衆に死亡者を出したとき。 (2) 公衆に傷害を与えたとき。 (3) 公衆に損害を与えたとき。 5. 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内 3か月以上6か月以内 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(工事関係者事故) 6. 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 7. 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内 当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

(別表第2)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈 賄)	
1. 有資格業者である個人、有資格者の役員又はその使用人が高知県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
2. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げるものが、高知県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。	4 か月以上 18 か月以内
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので(1)に掲げる以外の者（以下「一般役員等」という。）	3 か月以上 14 か月以内
(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	2 か月以上 9 か月以内
3. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げるものが、高知県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
(1) 代表役員等	2 か月以上 9 か月以内
(2) 一般役員等	1 か月以上 5 か月以内
(3) 使用人	1 か月以上 3 か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
4. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 14 か月以内

5. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から 1か月以上14か月以内
（談 合）	
6. 独占禁止法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上14か月以内
7. 談合の容疑で逮捕又は公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 1か月以上18か月以内
（暴力団排除）	
8. 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等をおこなう者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24日月以内
9. 役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内
10. 暴力団関係者を雇用しているとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
11. 役員等がいかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内
12. 役員等が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内

暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
13. 役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 4 か月以上 18 か月以内
14. 市発注工事に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 18 か月以内
15. 市発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けながら、市への報告を怠ったとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内